



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1012	特定非営利活動法人の設立認証の申請	(県民生活課).....	1
1013	介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定	(長寿社会課).....	2
1014	介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	().....	2
1015	指定障害福祉サービス事業者の廃止	(障害福祉課).....	2
1016	指定障害福祉サービス事業者の指定	().....	2
1017	〃	().....	3
1018	農用地利用配分計画の認可の申請	(経営支援課).....	3
1019	保安林の指定の解除予定	(森林整備課).....	3
1020	急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課).....	4
1021	道路の位置の指定	(都市政策課).....	4
1022	〃	().....	4
1023	一般競争入札による落札者の決定	(総務事務集中課).....	4

○ 監査公表

監査公表第24号	5
----------	-------	---

告 示

和歌山県告示第1012号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成28年10月26日まで縦覧に供する。

平成28年9月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成28年8月26日

2 名称

特定非営利活動法人チーム紀伊水道

3 代表者の氏名

永松千佳

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市鳴神1083番地11 プレジールan・II112号室

5 定款に記載された目的

この法人は、セクシュアルマイノリティ(性的少数者)に対して、安心・安全に社会で生活するために必要な自助・支援・啓発に関する事業を行い、広く一般市民・企業その他団体に対してセクシュアルマイノリティ(性的少数者)について正しく知り意識を高め理解を深めるための研修・講演等の事業を

行なう。それ等を通じてあらゆるセクシュアリティの人々が互いを理解し認め合い尊重し合える社会の実現に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1013号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成28年9月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3071401289	株式会社ウェルネス・コート	デイサービスセンター・ウェルネス	和歌山県海南市日方1274-76	介護予防通所介護	平成28.9.1	平成30.3.31
3071700854	株式会社ケアパートナーズ	デイサービスすみれ	和歌山県紀の川市東大井77番地38	介護予防通所介護	平成28.9.1	平成30.3.31

和歌山県告示第1014号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成28年9月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3071001253	株式会社アイガアル	愛があるケアサポート	和歌山県橋本市高野口町向島200番地の10	訪問介護	平成28.9.1	平成30.3.31
				介護予防訪問介護	平成28.9.1	平成34.8.31
3071800647	株式会社陶彩館	Livingリハ陶彩館	和歌山県岩出市畑毛306番地の2	通所介護	平成28.9.1	平成30.3.31
				介護予防通所介護	平成28.9.1	平成34.8.31

和歌山県告示第1015号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成28年9月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3022250306	はまゆう城山ホーム	田辺市城山台35-8	共同生活援助	特定非営利活動法人はまゆう作業所	田辺市上屋敷2-18-16	平成28.8.31

和歌山県告示第1016号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の

指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成28年9月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3022250504	城山ホーム	田辺市城山台35-8	共同生活援助	知的障害者	特定非営利活動法人ゆうあい	西牟婁郡上富田町朝来326番地500	平成28.9.1

和歌山県告示第1017号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成28年9月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3022520310	ホームマズルカ	東牟婁郡那智勝浦町朝日三丁目13番地	共同生活援助	身体障害者 知的障害者 精神障害者 難病等対象者	特定非営利活動法人ネオ	東牟婁郡那智勝浦町市野々2710番地9	平成28.9.1

和歌山県告示第1018号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成28年8月25日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び伊都振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成28年9月19日まで縦覧に供する。

平成28年9月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第54号-1	橋本市菖蒲谷字松之本122
平成28年度第54号-2	橋本市妻字古大根433-1外1筆

和歌山県告示第1019号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

平成28年9月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 解除予定保安林の所在場所 東牟婁郡串本町鬮野川1597の1（次の図に示す部分に限る。）
 - 保安林として指定された目的 潮害の防備
 - 解除の理由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林

水産振興部林務課並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1020号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成28年9月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 琴ノ浦西地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱7号から10号までを順次結んだ線、既設標柱6号と7号を結んだ線、標柱10号と既設標柱1号を結んだ線及び既設標柱1号と既設標柱6号を結んだ線によって囲まれた区域を昭和62年2月10日和歌山県告示第69号で指定した琴ノ浦西急傾斜地崩壊危険区域に追加する。この場合において、標柱9号と標柱10号を結ぶ線は、海南市道船尾1号線道路敷に沿って結んだ線とし、その他の各標柱を結ぶ線は、直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
7号	海南市		船尾	大船尾	440	
8号	〃		〃	〃	440	
9号	〃		〃	〃	440	
10号	〃		〃	〃	440	

和歌山県告示第1021号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成28年9月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3331	岩出市中黒字坂ノ上36番1の一部	奈良県五條市田園二丁目2番地の1 株式会社井上地所 代表取締役 井上猛	平成 28.8.24	6.00	35.15

和歌山県告示第1022号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成28年9月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3354	橋本市胡麻生字上ノ町549番1の一部、550番の一部	橋本市東家五丁目4番1号 丸石木材住宅株式会社 代表取締役 石田雅彦	平成 28.8.26	6.00 ∩ 6.25	61.728

和歌山県告示第1023号

平成28年度和歌山県民文化会館大ホール音響調整卓等更新備品の購入について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成28年9月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量
和歌山県民文化会館大ホール音響調整卓等更新備品 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県会計局総務事務集中課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
平成28年8月19日
- 4 落札者の氏名及び住所
ヤマハサウンドシステム株式会社大阪営業所
大阪府大阪市淀川区西中島4-7-18
- 5 落札金額
69,984,000円(うち消費税及び地方消費税の額5,184,000円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成28年7月22日

監査委員告示

和歌山県監査公表第24号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により、平成28年7月27日及び同月28日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年9月6日

和歌山県監査委員 江川和明
和歌山県監査委員 足立聖子
和歌山県監査委員 濱口太史
和歌山県監査委員 鈴木太雄

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監査対象機関	監査実施年月日
海草振興局	平成28年7月27日
和歌山県消防学校	平成28年7月28日
和歌山県立文書館	〃
和歌山県環境衛生研究センター	〃
和歌山県消費生活センター	〃
和歌山県男女共同参画センター	〃
和歌山県動物愛護センター	〃
和歌山県立和歌山産業技術専門学院	〃
和歌山県立図書館	〃
和歌山県立近代美術館	〃
和歌山県立博物館	〃
和歌山県立紀伊風土記の丘	〃
和歌山県立自然博物館	〃

和歌山県立向陽高等学校・中学校	〃
和歌山県立桐蔭高等学校・中学校	〃
和歌山県立星林高等学校	〃
和歌山県立和歌山北高等学校	〃
和歌山県立和歌山東高等学校	〃
和歌山県立和歌山高等学校	〃
和歌山県立和歌山工業高等学校	〃
和歌山県立和歌山商業高等学校	〃
和歌山県立海南高等学校	〃
和歌山県立きのくに青雲高等学校	〃
和歌山県立和歌山盲学校	〃
和歌山県立和歌山ろう学校	〃
和歌山県立紀北支援学校	〃
和歌山県立紀伊コスモス支援学校	〃
和歌山県立和歌山さくら支援学校	〃
和歌山県和歌山東警察署	〃
和歌山県和歌山西警察署	〃
和歌山県和歌山北警察署	〃
和歌山県海南警察署	〃

2 監査の結果

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 海草振興局地域振興部

(ア) 物品管理において、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。

(イ) 旅行命令簿の記載を誤り、戻入している事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

イ 海草振興局健康福祉部

(ア) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成27年度末で約237万円となっており、前年度に比し約25万円減少している。

今後も、収入未済額の縮減に努められたい。

(イ) 扶助費に係る支出負担行為において、不適正な事務処理が散見された。

年度内に調査を行い適正な処理対応を行っているが、今後、かかることのないよう、厳正な事務の執行に努められたい。

(ウ) 物品管理について、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。

(エ) タクシー乗車券交付簿（管理簿）において、所属長の承認を受けておらず、また、使用料及び賃借料の支出において、履行確認がなされていなかったため、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

ウ 海草振興局農林水産振興部

(ア) 修繕料について、二重支払を行い戻入した事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

(イ) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

エ 海草振興局建設部

(ア) 個人事業主に支出した不動産鑑定評価手数料について、源泉徴収をしていなかったため、適正に処理されたい。

(イ) 西日本旅客鉄道株式会社との橋りょう橋脚補強工事に関する協定において、基本協定書第6条第1項に定める年度協定を締結していなかったため、適正に処理されたい。

(ウ) 公用車の修繕において、歳出予算が不足しているにもかかわらず支出負担行為として整理して

いたので、適正に処理されたい。

(エ) 外出承認をすべきところ旅行命令を行い旅費を支出していたので、適正に処理されたい。

(オ) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

(カ) ガス給湯器取替えの契約において、2者以上から見積書を徴していなかったなので、適正に処理されたい。

(キ) 土木使用料等の収入未済額は、平成27年度末で約30万円となっており、前年度末に比し約20万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握し、適正な債権管理に努められたい。

(ク) 雑入の収入調定について、和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第21条第2項の納期限を超えた期限を定めていた事例があったので、適正に処理されたい。

(ケ) 損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が発生していたので、今後は事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。

オ 和歌山県消防学校

(ア) 物品管理において、正規の手続を経ず物品を処分していたので、適正に処理されたい。

(イ) 旅行命令簿の復命欄において、命令権者確認印の押印漏れの事例があったので、適正に処理されたい。

(ウ) 超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿において、事前命令欄及び事後確認欄の命令権者の押印漏れの事例があったので、適正に処理されたい。

(エ) 特殊勤務手当実績簿において、所属長等の印欄及び直接監督者の印欄の押印漏れの事例があったので、適正に処理されたい。

(オ) 燃料に係る物品調達台帳において、決裁欄・担当者欄及び受領者欄の押印漏れの事例があったので、適正に処理されたい。

(カ) 鉄棒の修繕の契約において、2者以上から見積書を徴していなかったなので、適正に処理されたい。

カ 和歌山県環境衛生研究センター

(ア) 証紙受払月計表において、証紙残高の確認について複数の担当者で行うべきところ1名で行っていた月があったので、適正に処理されたい。

(イ) 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理されたい。

(ウ) 夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、夜間帰着欄への記入がなされていなかったなので、適正に処理されたい。

(エ) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

キ 和歌山県消費生活センター

ETCカード使用承認・使用管理簿において、旅行命令権者の使用承認を受けていない事例や高速等利用区間の記載漏れがあったので、適正に処理されたい。

ク 和歌山県男女共同参画センター

(ア) 旅費計算書において、計算誤りにより過渡しが生じていた事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 旅行命令簿の復命欄において、命令権者確認印の押印漏れの事例があったので、適正に処理されたい。

ケ 和歌山県動物愛護センター

(ア) 物品管理について、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。

(イ) 複写機賃貸借契約において、消費税率改正に伴う変更契約をせず改正後の金額で支出していたので、適正に処理されたい。

(ウ) 旅行命令簿において、直行していないにもかかわらず直行命令していた事例があったので、適

正に処理されたい。

(エ) 業務委託契約において、契約終了時に実績報告書の提出を受けていなかったため、適正に処理されたい。

コ 和歌山県立和歌山産業技術専門学院

(ア) 委託料について、誤った実績報告に基づき支出したため過払いが発生し、戻入した事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

(イ) 歳入歳出外現金について、法人から誤って所得税を徴収し法人へ払渡していた事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

(ウ) 旅行命令簿において、用務地の地点名称を誤り、旅費の支給額が不足していた事例があったので、適正に処理されたい。

サ 和歌山県立図書館

(ア) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

(イ) 旅費について、旅費別途に該当する旅行命令にもかかわらず旅費を支出し、戻入していた事例があったので、適正に処理されたい。

(ウ) 正規の手続を経ず物品を処分していた事例があったので、適正に処理されたい。

(エ) 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行っていなかったため、適正に処理されたい。

シ 和歌山県立近代美術館

(ア) 旅費について、旅費別途に該当する旅行命令にもかかわらず旅費を支出し、戻入していた事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 物品管理簿の登記誤りがあったので、適正に処理されたい。

ス 和歌山県立博物館

(ア) 博物館入館料について、入館料が無料となる対象者の確認が不十分であったため徴収漏れ又は誤徴収となった事例があった。当該事例については判明後に追加徴収又は返納の手続を行っているが、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

(イ) 早朝出発又は夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発又は夜間帰着欄への記入がなされていなかったため、適正に処理されたい。

セ 和歌山県立紀伊風土記の丘

関西電力株式会社からの立木伐採補償料について、収入調定が行われていなかったため、適正に処理されたい。

ソ 和歌山県立自然博物館

(ア) 書籍等の購入の伺書で、決裁権者の押印漏れの事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 簡易公開調達が不調となったため随意契約を行ったものについて、出納機関への合議漏れがあったので、適正に処理されたい。

(ウ) 超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿において、超過勤務時間に自家用車の運転時間が含まれていたため、適正に処理されたい。

(エ) 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったため、今後はこのようなことのないよう、適正に処理されたい。

タ 和歌山県立向陽高等学校・中学校

旅費計算書において、計算誤りにより過渡しが生じ、戻入されていた事例があったため、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

チ 和歌山県立桐蔭高等学校・中学校

(ア) 指導者用デジタル教科書の購入に係る備品購入費の支出において、支出負担行為として整理す

る時期を誤っていたので、適正に処理されたい。

(イ) 複写機賃貸借契約において、消費税率改正に伴う変更契約をせず改正後の金額で支出していたので、適正に処理されたい。

(ウ) 旅行命令簿において、用務地を訂正し旅費を追給していた事例があったので、適正に処理されたい。

(エ) 旅費計算書において、計算誤りにより過渡しが生じていた事例があったので、適正に処理されたい。

(オ) 通勤手当の認定において、必要な書類が添付されていないにもかかわらず認定を行っていたので、適正に処理されたい。

(カ) 物品管理について、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。

ツ 和歌山県立和歌山北高等学校

(ア) 通勤届において、認定に必要な乗車券等の写しが添付されていなかったため、適正に処理されたい。

(イ) 産業廃棄物処理委託料の支出票において、履行確認欄の記載漏れがあったので、適正に処理されたい。

テ 和歌山県立和歌山東高等学校

(ア) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

(イ) 教員特殊業務従事伺・実績簿において、承認欄の押印漏れがあった。

また、確認欄の支給額の記載漏れ及び所属長確認印の押印漏れがあったので、併せて適正に処理されたい。

(ウ) 物品管理について、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。

ト 和歌山県立和歌山工業高等学校

旅費計算書において、計算誤りにより過渡しが生じていた事例があったので、適正に処理されたい。

ナ 和歌山県立和歌山商業高等学校

(ア) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

(イ) 外出承認簿において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

a 復命方法欄の記入漏れがあった。

b 移動方法欄の記入漏れがあった。

ニ 和歌山県立海南高等学校

旅費計算書において、用務地を誤ったことにより過渡しが生じ、戻入されている事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

ヌ 和歌山県立きのくに青雲高等学校

(ア) 消耗品の支出において、支払が遅延している事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

(イ) 特別旅費において、支出負担行為即支出命令票を誤って廃棄していたので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

(ウ) 旅行依頼簿において、自家用車使用の依頼を行っている事例があったので、適正に処理されたい。

(エ) 旅費において、次の不適切な事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

a 同一の旅行に係る旅行命令簿の決裁が二重に行われたため旅費の二重支払を行い戻入していた。

b 旅費別途支給の記載漏れにより旅費を支給し戻入していた。

c 旅費計算を誤り追給及び戻入していた。

(オ) 外出承認簿において、移動方法欄の記載が漏れている事例があったので、適正に処理されたい。

ネ 和歌山県立和歌山ろう学校

(ア) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

(イ) 旅行命令簿において、用務地の地点名称を誤ったことにより過渡しが生じ、戻入している事例があったので、適正に処理されたい。

(ウ) 収入調定票兼収納状況一覧表（事後調定）について、決裁手続がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

ノ 和歌山県立紀北支援学校

旅費について、同一の旅行に係る旅行命令簿の決裁が二重に行われたため旅費の二重支払を行っていたので、適正に処理されたい。

ハ 和歌山県立紀伊コスモス支援学校

(ア) 旅費計算書において、計算誤りにより過渡しが生じ、戻入されている事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

(イ) 通勤手当において、任用期間を超える支給額を支出していた事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

ヒ 和歌山県和歌山東警察署

公用車の修繕の支出において、支払が遅延している事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

フ 和歌山県海南警察署

(ア) プロパンガス料金の支出において、使用数量を誤り過払いし戻入を行っていたので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

(イ) 車両等レッカー移動の支出において、誤った金額（消費税及び地方消費税額の加算不足）で支出し不足分を支出していたので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

(ウ) 旅費において、次の不適切な事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

a 旅費を支給すべき職員を誤り過年度支出及び返納の収入調定をしていた。

b 取り消した旅行命令にもかかわらず、誤って支給し戻入をしていた。

c 旅費の計算を誤り追給及び戻入をしていた。

(3) 検討事項

海草振興局建設部

平成27年度末で、廃道敷地については1件、廃川敷地については1件が未処理となっているので、適正な管理とともに処分に努められたい。

(4) 上記以外の機関においては、事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。